三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年六厘
七年を超え八年以下	年六厘五毛
八年を超え九年以下	年七厘五毛
九年を超え十年以下	年八厘五毛
十年を超え十一年以下	年九厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分五毛
十二年を超え十四年以下	年一分一厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分二厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分三厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分四厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十五号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十二日

財務大臣　野田　佳彦

農林水産大臣　山田　正彦

「年二・八五パーセント」を「年二・六五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十六号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十二日

財務大臣　野田　佳彦

農林水産大臣　山田　正彦

「年二・八五パーセント」を「年二・六五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第二百九十六号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三条の二第二項の規定に基づき、平成五年厚生省告示第二百三十八号（医療法第四条の二第一項の規定に基づき特定機能病院と称することを承認した件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十二日

厚生労働大臣　長妻　昭

表長崎大学医学部・歯学部附属病院の項中「長崎大学病院」を「長崎大学病院」に改め、同表岡山大学病院の項中「岡山県岡山市北区鹿田町二丁目五番一号」を「岡山県岡山市北区鹿田町二丁目五番一号」に改める。

○農林水産省告示第千百三十四号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十二日

農林水産大臣　山田　正彦

「年一分六厘」を「年一分四厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千百三十五号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十二日

農林水産大臣　山田　正彦

「零」を「年五毛」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千百三十六号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十二日

農林水産大臣　山田　正彦

「年一分六厘」を「年一分四厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市西川字明神ケ岳四一五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一五の一四・四一五の一八・四一五の一九・四一五の五八から四一五の六二まで・四一五の六五（以上九筆国有林）、四一五の六七・四一五の六八（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一五の七〇・四一五の七六（以上二筆国有林）、四一五の八一・四一五の八三・四一五の八四（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一五の九四・四一五の九五（以上二筆国有林）、四一五の一一三から四一五の一一六まで・四一五の一一八から四一五の一二二まで（以上九筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一五の一二四（国有林）、四一五の一二五から四一五の一二八まで（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一五の一二九から四一五の一三六まで（以上八筆国有林）、四一五の一三七から四一五の一四一まで（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一五の一四二（国有林）、四一五の一四六・四一五の一五四・四一五の一六〇（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一五の一六一・四一五の一六二（以上二筆国有林）、四一五の一六三（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一五の一六四・四一五の一六五（以上二筆国有林）、四一五の一六六から四一五の一七三まで・四一五の一七五から四一五の一七八まで（以上十二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一五の一七九から四一五の一八二まで（以上四筆国有林）、四一五の一八三（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一五の一八六（国有林）、四一五の一八七・四一五の一八八（以上二筆国有林）、四一五の一八九から四一五の一九一まで（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一五の一九二・四一五の一九三（以上二筆国有林）、四一五の二二九（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字六田四一六の二七・四一六の二八（以上二筆国有林）、四一六の二九（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一六の三〇（国有林）、四一六の三一・四一六の四五（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一六の四六から四一六の四九・四一六の八〇から四一六の八六まで・四一六の九六・四一六の九九から四一六の一〇四まで・四一六の一〇九・四一六の一一七・四一六の一二三・字カツロウ四八一の二〇〇（以上十九筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、